

事務局リレーコラム ♪ Memory of You ♪ 石丸陽一

昨年の8月退職、4人の子供たちはそれぞれ外で働いていて、佐賀・鍋島の我が家には初美さんと愛犬ひなちゃんとの3人暮らしです。退職して1年が過ぎよとしていますが、新しい“職場”は裁判の会事務所、毎日忙しいです、在職中より。

私の趣味はクラリネットです。高校で吹奏楽部があった事と、以前から音楽には大変興味があった事で今に至るまで、50年の付き合いになります。音楽は楽しい一言です。

今は、週に一回の消防音楽隊と、佐賀クラリネットアンサンブル「SACLA」(さくら)に所属しています。SACLAメンバーは7名。ママさんも赤ちゃん達をつけて、練習に来ます。3人の孫?が来ると、幼稚園状態になり、結構おもしろい音楽構成になります。わたしは、「おいちゃん」と呼ばれています。

練習の合間には原発のこともちょっと話しますが、なかなか難しいのが現実です。

年に数回の慰問演奏、地域や、幼稚園のお祭りでの演奏も行います。

十八番はと聞かれたら、即、ベニー・グッドマンの“Memory of You”と答えます。映画「グレンミラー物語」の中のお母さんの思い出のシーンで、煉瓦づくりの屋上での本人の演奏がジャケットにもなっています。

皆さんの前で、ちょっと心地いい緊張感での演奏は、練習では味わえないものがあり、もう少し、もう少し上手になりたいと終わった後思っています。

さあ、今日も原発運動と、クラリネットと、頑張らなくっちゃ♪

(いしまる よういち・支える会副会長)



玄海プルサーマル裁判ニュース No.21 発行日 2016.9.1
No Nukes for Our Children's Future People's Action Against Te Genkai Nuclear Power Plant 100円
発行所: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎 E-mail: saiban.jimukyoku@gmail.com
編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美 URL: http://saga-genkai.jimdo.com/
〒840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213 Facebook: http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
編集責任 永野浩二 Twitter: @sagakarakaeru

ただいま進行中!
玄海原発3号機 MOX 燃料使用差止裁判 控訴審
玄海3号機再稼働差止仮処分 玄海2~4号機運転差止裁判
被告:国 玄海3・4号機運転停止命令義務付請求裁判

6.27 福岡高裁 プルサーマル控訴審 不当判決

原発は命の問題 どんなに長い時間がかかろうとも闘い抜く
加速する玄海原発再稼働 みんなの力で絶対止める!



6月27日、福岡高等裁判所501号法廷。13時10分、裁判官らが入廷。テレビカメラの冒頭撮影2分間の静寂の後、大工強裁判長が「判決を言い渡します」と小声で話しはじめました。傍聴席から「聞えない!大きな声で!」。裁判長は一瞬たじろ

社は国の「許可書」1枚を証拠として出せばいい、という事になりかねません。

記者会見で冠木克彦弁護団長は「原告に“反論反証せよ”と立証責任をおしつける、非常に悪い判決だ」と酷評しました。

石丸初美原告団長は「原発は単なる電力の問題ではなく命の問題。司法は福島原発事故から何も学ばずに、国家権力に追随した」と怒りを表明した上で、「プルサーマルで重大事故が起きれば国も滅ぼしかねない。今を生きる大人の責任として、どんなに長い時間が掛かろうとも諦めず、原発のない安全な社会を実現するために闘い抜いていく」と声明を発表しました。

報告集会・交流会では、酷すぎる不当判決に対して「落胆」どころか、原発推進勢力に対する闘志にあふれていました。仲間の一人が「みなさん、とても元気なんですけど、私たち、負けたんですよ?」と言って、笑いあうほどでした。いや、負けたのは、あの自信のなさそうな小声と挙動の裁判官たちだったのです!

上告については最高裁において再び不当判決が出されることの悪影響等も考え、7月2日の「提訴6周年年次活動報告会」にて参加者の了承を得た上で、断念することを決定いたしました。

しかし、MOXの危険性は何ら晴れたわけでもなく、プルサーマルを止めるため、再稼働を止めるために、全基運転差止裁判、3号機仮処分裁判、行政訴訟の3つの裁判の勝利へ向けて全力を尽くしていきます。

私たちの裁判運動は多くのお力のおかげでここまで歩んでこれませんでした。ありがとうございました。これからも、どうぞお力をお貸しください。

ぎ、言い直してから続けました。「控訴人らの訴えを棄却する」。

裁判官3人は昨年の佐賀地裁判決時と同様、あっという間に退廷していきました。

棄却理由は「被控訴人(九州電力)は国の安全基準規則を満たしているので主張立証を尽くしているが、控訴人(原告)が被控訴人の主張立証を揺るがす反論反証をしていない」というものでした。私たちは一審より「ウラン用の原子炉で核特性の異なるMOX燃料を用いることは設計違反であり、より危険な行為。発電を続けられれば、MOX燃料と被覆管の間に隙間が生じる“ギャップ再開”が起き、熱がこもって燃料融解の恐れがある」と限られたデータの中から具体的に主張してきました。しかし、MOXに関する重要なデータの多くは「商業機密」を理由に“黒塗り”や“白抜き”で隠されたままでした。高裁はこの点をまったく明らかにさせないまま、「国が許可したから安全だ」と認定したのです。これでは、電力会

No.21 CONTENTS
■プルサーマル控訴審不当判決 ...1
■伊万里市長再稼働反対ノボリング ...7
■晨星落落 風蕭寂 澤山保太郎...2
■安定ヨウ素前配布要請行動 ...9
■控訴審判決原告団声明 ...3
■知事には県民の命を守る責務がある ...11
■MOX裁判判決の日に 松原学...4
■提訴6周年活動報告会 ...13
■7月1日 佐賀地裁報告 ...4
■菅野みずえさんと語るう会 北川美和子...14
■副震評価の見直しを! 阪上武...6
■知事へ署名提出...15
■リレーコラム...16

お知らせ

学習会「原発の地震評価は過小! 熊本地震の警告」

◆9月16日(金)18:00 佐賀・アバンセ
お話し:小山英之 美浜の会代表(裁判補佐人)
会場:アバンセ 4階第三研修室A(佐賀市天神3-2-11)

熊本地震を受け、元原子力規制委員・島崎邦彦氏が現行の基準地震動が過小評価だと警告。私達もこれまで裁判の中で訴えてきましたが、次回仮処分審尋にて地震動に関するプレゼンを行うこととなりました。裁判後、学習会を開きます。傍聴とあわせてご参加ください!

大飯 基準地震動の再計算を!
イラスト:高木聖次

会員募集中!

■年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円。団体会員も歓迎!
■振込先:郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会
命を守るために長期戦覚悟!
カンパもお願いします!

Table with 2 columns: 原告内訳, 支える会・サポート会員
原告総数 919名
支える会・サポート会員 910名
MOX控訴人 98名
仮処分債権者 90名
全基原告 349名
行政訴訟原告 382名

裁判傍聴をお願いします!

◆全基差止裁判・仮処分・行政訴訟
9月16日(金) 佐賀地方裁判所
10:30 門前アピール
11:00 行政訴訟第11回口頭弁論
11:30 全基差止第18回口頭弁論
13:00~17:00 3号機仮処分第21回審尋
★地震動に関するプレゼン(公開になるよう折衝中)
18:00~ 学習会(アバンセ4階第三研修室A)
※ 次回は12月16日(金)佐賀地裁

佐賀県・長崎県・福岡県3県合同
原子力防災訓練 見学を!
10月10日(月・祝)朝~
実効性ある計画? 机上の計画? 被ばく計画?
避難計画で命は守られるのか?
この目で確かめに行きましょう!

あなたのチカラが必要です!

- 座談会しませんか?
●事務所ボランティア募集中!
●玄海町や市町を一緒に訪問しませんか?

●最新情報は以下をご覧ください。
ホームページ http://saga-genkai.jimdo.com/
フェイスブックhttp://www.facebook.com/genkai.genpatsu

# 晨星落々 風蕭寂 (しんせいらくらく かぜ しょうせき)

裁判を支える会会長 澤山保太郎

我が国は法治国である。そのことはとりもなおさず「法律による行政の原理」が貫徹する国であるということである。行政権を執行する側は法律によって縛られるという原則である。しかし、現実にはそう簡単ではない。

一つには、行政執行権力が社会福祉や産業振興などの方面で広範囲での裁量的行政を行ってきたこと、企業誘致など巨額の利権行政がとどまることもなく蔓延している。

また他方、その法律といってもほとんどが執行権力側が原案を作成し、議会の承認を得て施行するという具合であるから、「法律による行政原理」は空文化している実態がある。

行政側が有力な企業と癒着する現在の日本では、「企業による行政原理」が横行しているのである。

原発を取り締まる原子炉等規制法も原発の安全基準そのものの規定が欠如しているから何を規制しているのかははっきりわからない骨抜き法律となっている。

安全審査基準は、原子力規制委員会が作る。権力がその裁量の範囲で勝手に作る。

これは法律ではないからこの法的チェックはできない。

行政を監視しプレーキをかける裁判所も行政側の裁量行為について法律のタグを外しこれを大幅に容認する、ただ、手続き上明白な瑕疵があるかどうかだけを審査する程度にとどめるという。とりわけ米軍基地や自衛隊などの軍事上の事案や、原発など国策上最重要な事業については、高度に科学的な(あるいは政治的な)判断の領域ということを理由として裁判所の判断を留保し、ただ、政府の定めた安全基準に適合しているかどうか、手続きが適法かどうか限定して判定を下す、という姿勢が大勢であった。

今回の玄海プルサーマル原発にかかる福岡高裁の判決も、この流れにあり、裁判官は初めから訴えを棄却する考えであったと考えられる。

しかしながら、特定事業者に対する事業差し止め請求の訴訟では、現実的な危険性の有無について裁判所は判断を避けることはできない。原子力災害対策特別措置法では、「原子力事業者は、・・・原子力災害発生防止に関し万全の措置を講ずる」責務が規定されている。万が一にも起こってはならない過酷事故(平成12年伊方原発最高裁判決)について「万全の措置」が取られていないなら現実的な危険性が否定できない。

国内での福島原発事故を引き起こした東北大震災やすぐ近くで起こった熊本地震から考えて、「万が一」どころか切迫した危険の現実性が玄海原発には存在している。

三権分立の原則は行政権優勢・行政専横で崩れ、立法府である国会は政府与党で機能せず、安保法制に見る通り憲法ですら公然と踏みこまれた。司法もチジミ上がって日本社会は窒息状況にあった。

しかし、一昨年平成26年5月21日、福井地裁の樋口英明裁判長は、原発裁判での人権宣言ともいべき判決を大飯原発再稼働に対して下した。本年3月9日大津地裁が高浜原発の運転禁止の判決を下した。福島での未曾有の原発事故によって、やっとな司法の一角で危機意識と人間性がよみがえってきたのである。行政や企業の判断や言い分を丸のみにして司法権を放棄し、国民の生命、国家社会の存亡をも顧みないという裁判官のさぼっているのは、ひとり国政が反民主主義勢力に牛耳られているからであり、それを許す人民側の戦いが不十分だからである。

ただし、司法権は、裁判官にだけあるのではない。訴訟を起こす国民の権利も司法権に属する。我々は裁判する権利(及び裁判を受ける権利)を徹底的かつ広範に行使することをためらってはならない。たとえ勝訴することが困難であろうと、裁判を通して裁判官の姿勢を正し国民の声を裁判所に反響させることも三権分立の重要な機能の一つである。

明治初年、司法権の確立のために尽力し各地に裁判所を設置し、法の支配の原則を日本社会にもたらそうとした江藤新平は佐賀の人士であった。

## 欲報邦家海岳恩 慨然杖剣出関門 辰星落々風蕭寂 毛髮衛冠壯士魂

報ぜんと欲す 邦家(ほうか)海嶽(かいがく)の恩  
慨然 剣を杖つき 関門を出(い)づ  
晨星(しんせい) 落落 風蕭寂(しょうせき)  
毛髮 冠(かんむり)を衝(つ)く 壯士の魂

※わが藩の深き恩に報いんと  
意を決し剣を持って郷里を出でんとす  
暁の星もさびしく 風も悲しげである  
毛髪は立って天を衝く。揺るぐことはない壯士の魂

この七言絶句は江藤新平が単身京に出奔する際に詠ったもので成功するかどうか前途不明の心境(辰星落々 風蕭寂)であった。

※この壯士は漢文では有名な荊軻という男で秦の始皇帝の命を狙うために故郷を出るといって、幕末の志士はこのんでこの壯士という言葉を使った。荊軻は逆に殺された。江藤新平はだれの許しもなく単身脱藩してひそかに京師に赴いた。脱藩は当時重罪であった。低い身分の江藤の命を救ったのは、鍋島閔叟であった。

# 玄海原発3号機MOX燃料使用差止控訴審 原告団声明 再び不当判決、断じて許すことはできない プルサーマル安全性に根拠無し 玄海を実験場にしてはならない!

2016年6月27日 玄海原発3号機MOX燃料使用差止訴訟原告団団長 石丸初美

本日6月27日、福岡高等裁判所の大工強裁判長、小田幸生裁判官、府内覚裁判官は「玄海原発3号機MOX燃料使用差止請求控訴事件」において、控訴人の訴えを棄却する判決を下した。

原発が他の発電方法とは比べようのない危険性をもつことは、福島第1原発事故によって如実に示された。ウラン燃料を使用する目的だけで造られたその原発で、核特性の異なるMOX燃料を用いることは設計違反であり、より危険な行為である。実際、燃料棒の内圧は、ウラン燃料ではかろうじて限度内に納まるものの、MOX燃料では限度を超えてギャップ再開を引き起こすことを私たちは具体的に示してきた。しかしこのような主張が全く無視されたことは到底納得できず、この不当判決を断じて許すことはできない。

原発の安全性についての主張立証責任はあらゆるデータを握っている被控訴人にあることは、過去の判例が示す通り明らかである。故に、被控訴人が根拠や資料などを明らかにすべきであって、その主張及び証明が尽くされない場合は、九州電力の判断に不合理な点があると事実上推認される。ところが高裁は政府の許可が出ていることをもって、被告の立証責任を免除するという原判決の判断を踏襲した。また、福島第1原発事故を踏まえ、本件3号機の設計や運転のための規制が具体的にどう強化されてきたか、九州電力がこの要請にどう応えたかについても主張及び証明を尽くすべきであった。

高裁は、裁判資料のデータが「黒塗り」で隠されていたことに対して、商業機密という隠れ蓑を取り除き、裁判の中で開示させる責任があった。しかし、この点を明らかにさせないまま原判決を容認したことに対し、私たちは不信感を持たざるを得ない。

使用済MOX燃料については、超長期にわたるサイト内保管の国内外のトラブルや諸問題を重要視せず、その保管場所及び処分方法を明確にすべきこと、法規を順守する姿勢を司法が疎かにしたことが信じがたい。

去る4月14日および16日、熊本・九州を震度7の大地震が連続して襲った。短期間に何度も余震が起きるなど、これまでの「想定」を超える動き方をしている。人間には限界があり、私たちの経験をはるかに超える予測不能の災害は起こりうるものであり、もっと謙虚になるべきである。

福島原発事故は放射能をまきちらし、すべての命を傷つけ、ふるさとを奪った。5年経った今なお10万人もの人々がふるさとに帰れず、否応なしの苦しみを押し付けられている。玄海3号機プルサーマルで重大事故を起こせば、その被害は甚大なものとなり、佐賀、福岡、長崎のみならず日本中に及び、国をも滅ぼしかねない。その重大な責任はこの3人の裁判官にもあることになる。

一回も循環することもなく、プルトニウムを僅かに減らすだけのために、玄海の地を再びプルサーマル実験場にさせてはならない。私たちは不当判決に怯むことなく、「根拠無きプルサーマルの安全性」を暴き、引き続き裁判闘争に全力を尽くし、核燃サイクルの歪められた事実を市民の力で明らかにしていく。

今を生きる大人の責任として、子どもたちに夢を持てるような社会と、安心して暮らせる地球を渡さねばならない。どんなに長い時間が掛かろうとも決して諦めず、「原発のない安全な社会」を実現するために闘い抜いていく決意である。



6月27日 判決報告集会にて 原発なくすまで闘い抜く決意を新たに!

## MOX裁判判決の日に

永い時が流れ、今日、福岡高裁での判決が出ました。皆さんと共に、裁判所に行けずに申し訳ありません。

今、この裁判を起こす時の事を思い出しています。

その時、この裁判は永く続くだろうと直感しました。しかし、放射能が持つ、非人道性に気が付いた者の定めと覚悟しました。

福岡市の天神にある九州電力の本社の建物を「反原発」の手作り提灯を作ってくるって皆さんと歩いたこともありましたね。

あの時に、私たちが争っている九電は意外に小さいものだと感じました。

そして、5年前の3月11日、その日は、私は佐賀地裁で原告陳述をしていました。もし、原発で事故が起こったら取り返しのつかない惨事になる。陳述が始まる前にたくさん詰めかけていた記者が陳述が終わるころには一人もいなくなっていました。何が起こったのだろう。テレビ画面には大津波が押し寄せる映像が映っていました。その後の事は、皆さんも記憶に残っている通りです。

3.11から全国原発を止めようとする声のわきおこりました。そんな中、5月に突然、菅総理大臣が静岡県にある浜岡原発の停止を要請し、浜岡原発は停止しました。この快挙に早速、総理にメールを送ろうとしていると知人から「あれはアメリカからの要請で止めたのだ」という真相を知らされました。

私は、愕然としました。この国はいったい、だれの国なんだらうと。

私たち市民は、今こそ、一人一人が歴史認識をきちんと

### 松原農園 松原学 (宮崎県延岡市)

と持ち、物事に当たらなければならない時だと思えます。

明治の代から足尾鉍毒事件、50年前からの熊本の水俣病、それに続くたくさんの公害、それはすべて企業が起こした凶悪な犯罪です。ところが一貫して、国は企業に寄り添い、被害者である市民をないがしろにしているのです。今でもこの裁判の構図を見るとそのように見えてきます。

国は市民を守るのではなく、国は企業の利益を守るのです。

私たちは、そんな理不尽な国に生きているのです。この国の在り方、そのものを変えて行かなければならないのではないのでしょうか。

そんな状況でも、ここに集う原告団、弁護団、支える会、その他多くの方がこの国の在り方に疑問を持ち、より良く社会を作って行こうとつながっていることは私にとっては、大切な宝であり、おおきな希望でもあります。

国や企業は、私たち市民の権利や財産をあらゆる手を使って奪い取ろうとしています。未来の子供たちの命まで。

しかし、私たちには「希望」があります。誰にも奪うことのできない希望です。その希望、より良い社会を子供たちに残す希望を大切に守り、つないでいきましょう。

「がんばらない、げど、あきらめない」

笑いあい、泣きあい、手を取り合って、共に希望をつないでいきましょう。

未来を生きる子供たちのためにも。

## 7月1日 佐賀地裁の報告

### 焦点の基準地震動は次回法廷で4時間のプレゼンへ

#### 【14:00 行政訴訟第10回口頭弁論～14:30 全基差止第17回口頭弁論～15:00 3号機仮処分第20回審尋】

今回の裁判には、被告と原告(仮処分は、債務者と債権者)それぞれ前回の反論が提出されましたが、争点を同じにして、被告(債務者)は「配管の疲労検査について」の件、および原告(債権者)は「基準地震動について」の件を内容的にもほぼ同様の弁論を展開していますので、まとめて報告します。

全基差止裁判の口頭弁論では、熊本市在住原告の勝連裕子さんが熊本地震被災者の立場から意見陳述を行い、突然襲い掛かった連続大地震の恐怖、そして、川内原発が止まらないことへの更なる恐怖を生々しく語り、「地震は止められないが、原発は運転を止めることができる！」と九電の代理人の方を見遣りながら、強く訴えました。(裁判ニュース前号に手記掲載。陳述全文はHPを御覧ください。)

#### 1) 配管の疲労検査について

原告は、玄海2号機で起きたトラブルに九電が長年気が付くことができなかったことを捉え、「配管のき裂は、高経年化に従って、今後いつまた玄海の何号機でも、配管が存在する所ならばどの個所でも起きる問題であり、重大事故に繋がる可能性を否定できない」ことからその危険性を述べてきました。

原告の前回4月12日付準備書面(12)は、余剰抽出系配管の損傷が、原子炉等規制法第43条の下で、技術基準規則第18条及び第19条の法規違反が認められれば、原子炉施設の使用を停止しなければならないことを主張しました。同第18条では、「使用中のクラス1機器は、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があつてはならないし、使用中のクラス1機器の耐圧部分には、その耐圧部分を貫通する亀裂その他の欠陥があつてはならない。」と厳しく規定されています。余剰抽出系配管は、1次冷却系バウンダリー(境界)に

属しているため、ランクの上でも重要な「クラス1配管」です。また、同第19条は、「一次冷却系統に係る配管に対して温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない」と熱疲労に関して戒める規定ですが、玄海2号機ではまさにその熱的変動によって大きなき裂が実際に発見されたのだから、法規違反となるはずですが、こうしたことから、求釈明によって、2号機から4号機までの「き裂を引き起こす可能性部位の有無」と「それら部位の検査と対策」を具体的に答えよと迫りました。

しかし、被告九電は反論らしい反論ができず、原子炉等規制法、設置変更許可申請書、技術基準書に従って審査を受けてきたこと、新規制基準の下でも同様で、定期検査は規則通り行われており、「配管破壊が起こっても、特に今回問題になっている余剰抽出系配管などは重大事故に至ることはなく何も問題なし」を繰り返しました。

厳しく守らねばならない法規を簡単に無視してしまい、配管の破断をも事実上容認する事業者と行政の態度、過小評価をする姿勢は、福島で起きたメルトスルー事故の真の解明に向かって反省し、厳しく戒め規制しようとするものでありません。配管問題の裁判は、まだまだ続きます。

#### 2) 基準地震動について

全基差止、仮処分審尋において、基準地震動を評価するための「経験式」における「ばらつき」問題が大きな争点になっています。安全性の観点から国が決めた審査ガイドにおいて、「経験式が有する「ばらつき」(実際の観測データと、その平均値との隔たり)の考慮」を求めているのに、それを決めた国も九電も断層評価上の「不確かさ」という誤差だけを見込んで基準地震動の計算を済ませ、さらに加えなければならない地震動の「ばらつき」の考慮を無視して、過小評価の緩い基準を採用しているのです。これこそ、「許しがたい怠慢であり、市民に対する重大な背信行為」ではないのでしょうか。

より多くのよりよいデータを集めることから、個々の断層認識に関する誤差を少なくして「不確かさ(不確かさ)」を減らしていくことはできます。しかし、それらデータの平均値の地震が襲うわけではないのだから、データの「変動性(ばらつき)」を考慮し反映させることが不可欠です。たとえば、平均値から掛け離れた1点でも、観測された生データは無視せずに取り込み考慮しなければならないのだから、平均値である「入倉・三宅式」を用いることは、過小評価で信用ならない結果を導くことになってしまうのです。

熊本地震が大きな波紋を引き起こしています。それは原発の基準地震動の評価の在り方にも新たな問題を提起しています。熊本地震に照らせば、現在の基準地震動評価の基礎となっている「入倉・三宅式」は過小評価になるとの強い主張が、前規制委委員長代理の島崎邦彦氏から提言されました。それを受け入れた規制委の指示によって規制庁は別の「武村式」を用いた試算を実行しました。その結果、現行基準地震動は1.5倍または1.8倍になることが明らかになりました。

同時に、その過程でさまざまな矛盾が浮かび上がり、

規制庁が審査過程で電力会社の評価方法を具体的に把握しないままでも露呈しました。これらの結果に困った規制委は規制庁の試算はなかったことにしたというおそまつです。

「入倉・三宅式」では過小評価になるので、「武村式」を使えというの意見陳述する勝連裕子さん

は、我々原告の以前からの強い主張です。「入倉・三宅式」は大きく「ばらついている」世界中の地震データの平均値として導かれた経験式です。他方「武村式」は日本だけの地震データの平均値として導かれたものですが、それらデータは世界的なデータ範囲のうち、最も地震規模(地震モーメント)が大きくなる位置に分布しています。地震の審査ガイドでは、「経験式の有するばらつきをも考慮」せよと規定されていることからすれば、「入倉・三宅式」の有するばらつきの最大となる位置にくる武村式を用いることは当然だということになります。そして現に上記のように、規制庁試算でそのことが如実に示されたのです。

ところが九州電力は、地震動のばらつきを理解せず、断層の長さなどの「不確かさ」という誤差の問題とわざとらしく混同してごまかしてきました。この問題については求釈明等によって厳しく問いただす必要があるでしょう。

このように、地震問題は再稼働を止める上で、非常に大きな論点として浮上してきていますので、私たち市民もぜひ学習を深め、裁判を支えるため、運動の中で強く訴えていきたいと思っています。

#### 3) 仮処分審尋における裁判所へのプレゼン

来る9月16日に、裁判長からの要請によって、これら基準地震動の評価の問題について、双方から各2時間の説明する場がもたれることになりました(説明1時間半、裁判長からの質問30分)。これは仮処分の審尋においてですが、普段の狭い部屋ではなく、広い法廷においてパワポを使って行われます(債権者以外も参加できるかどうか折衝中)。

終了後に改めて内容説明と質疑応答の場を持つ予定です。この問題は裁判だけでなく、鹿児島県知事や伊万里市長の具体的な動きにも反映しているとおり、運動として広く訴えていくべき内容なので、法廷と事後報告の両方に、ぜひ多くの方々が参加されるよう期待しています。(文責 荒川謙一)

#### <次回>9月16日(金)佐賀地方裁判所

- 11:00 行政訴訟第11回口頭弁論
- 11:30 全基差止第18回口頭弁論
- 13:00～17:00 3号機仮処分第21回審尋
- ★地震動に関するプレゼン
- 1800～ 学習会 佐賀アバンセ



意見陳述する勝連裕子さん

スチレン/大丘良二

# 元規制委員の警告により原発の耐震評価の根本的な欠陥が露呈 原発を止めて耐震評価の見直しを！玄海原発を廃炉に！

原子力規制を監視する市民の会 阪上武

熊本地震の経験から、元原子力規制委員の島崎邦彦氏が、原発の耐震評価で、基準地震動を策定する際に用いられている経験式に大幅な過小評価があると警告を發し、これにより原発の耐震評価の根本的な欠陥が露呈し、波紋を広げています。

原子力規制庁は、基準地震動の再計算を実施しましたが、その結果に驚き、自己否定に躍起になっています。自ら行った再計算を葬り去ろうというのはあまりにも無責任です。

基準地震動の計算で、過小評価をもたらす「入倉・三宅式」ではなく、原発の津波評価で実績のある「武村式」を用いるようにとの要求は、市民運動が以前から指摘し、規制委・規制庁へのはたらきかけを続けてきましたし、玄海原発裁判でも主張されてきました。今回の動きは、こうした粘り強い取り組みの成果でもあります。

## ＜島崎氏の警告と規制庁の再計算結果＞

島崎氏は、原発の基準地震動の算出に使われている経験式「入倉・三宅式」には過小評価があると、今年6月に他の式で評価するよう規制委に提言しました。その背景には、熊本地震のデータが、入倉・三宅式の過小評価を明確に示した事実があります。

島崎氏の提言を受けて規制委は規制庁に再計算の指示をしました。規制庁は、7月13日に大飯原発の基準地震動について、「入倉・三宅式」に替えて「武村式」で計算した結果を出しました。規制庁は、入倉・三宅式で計算した元の基準地震動856ガルに対し、再計算結果は644ガルであったと説明し、小さい値が出たことから、見直しの必要はないとの結論でした。

## ＜島崎氏は「規制庁の過小評価」のからくりを暴いた＞

問題の経験式は、断層の長さや面積から、地震の規模を表す地震モーメントという値を出すためのもので、同じ断層の条件で比較すると、地震モーメントで武村式は入倉・三宅式の3～4倍、加速度(短周期レベル)は約1.5倍になります。ですから、再計算により値が小さくなるというのは原理的にありえません。実際には規制庁は、以下の二つの点で条件を変えていたのです。

第一に、再計算のベースとなる入倉・三宅式による加速度について、規制庁は関電よりも小さい値を用いていました。

第二に、規制庁は武村式への入れ替えに際して、不確かさを考慮しませんでした。

他方で島崎氏は、再計算のベースとなる値を聞き出し、規制庁の計算結果では、武村式による基準地震動が入倉・三宅式の約1.8倍になることを明らかにしました。これが、規制庁による再計算の隠れたもう一つの結論でした。

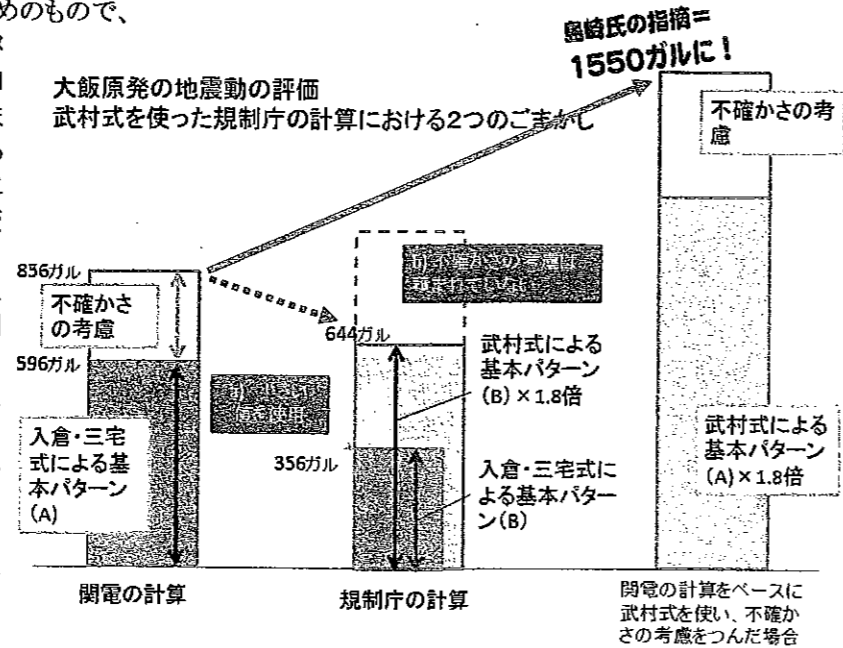
## ＜規制委は自己否定に走った＞

7月19日に、島崎氏と田中俊一委員長他、規制委員と規制庁職員との会談の冒頭は不可思議な光景でした。島崎氏は、規制庁の再計算について、よくやってくれた、要請した通りのことをやってくれたと述べ、これに対し、規制委・規制庁側は、この計算は無理に無理を重ねたもので、信頼できない、と必死に自己否定したのです。田中委員長などは、「我々はやってはいけないことをやった」とまで述べていました。

規制庁が自己否定に走ったのは、島崎氏が「規制庁による過小評価」のからくりを明らかにしただけでなく、もう一つの隠れた結論を明らかにしたことによります。島崎氏は、関電が想定した基準地震動856ガルを1.8倍し、大飯原発の基準地震動は1,550ガルに及ぶ可能性があるとして指摘しました。この数値は、クリフエッジ(崖っぶち)である1,260ガルを超えます。クリフエッジは、福島原発事故直後に、当時の原子力安全・保安院の指示で算出されたもので、これ以上大きな地震では、原発が炉心溶融など、重大事故に至る可能性があるという限界値です。規制委は、このような自らの計算結果がもたらす帰結に脅威を感じたのです。

## ＜原発を止めて武村式で再計算を！＞

今回の動きは、直接には大飯原発が問題になっていますが、玄海原発や美浜原発など、他の原発にもすぐに波及します。川内原発についても運転を停止、伊方原発3号炉についても再稼働を中止し、すべての原発の基準地震動を武村式で計算すべきです。地震動の過小評価問題を、個々の原発の再稼働を止める運動及び裁判闘争の中で具体的に位置づけ、最大限に活用しながら、原発再稼働阻止から廃炉へと進んでいきましょう。



# 伊万里市長「玄海原発再稼働反対」明言！ 市民も続こう！伊万里市ポスティング開始しました

6:16

塚部芳和市長



＜塚部芳和・伊万里市長インタビュー(7月21日)＞

- 再稼働反対の活動をしてしても無視される。意見を斟酌して国が検討するというのではない。言っても一緒なら言わないほうがましになってしまうが、私の場合は言ってしまった。
- まさに民意はここにあると思ったからあえて言った。
- 九電も国も責任をとるといふところどころ、責任をとるといっても、誰が犠牲になるか、市民しか犠牲にならない。
- そういうことを考えたら、物事を判断する尺度や次元を変えてもらってもいい。国の原子力政策の見直しを迫るべき。
- 国は立地自治体だけに再稼働の同意手続きをとらせて、そこに鉛をバンバンやっけて原発を動かしていこうというスタンスだ。まわりで反対するものは疎外して。福島事故で変わると期待していたが、何ら変わってない。だから、くさびを打ち込む必要がある。

## 「原発はあの山のすぐ向こう。事故になったら、全部だめに」

私たちはこれまで、原発立地地域住民にまだまだ知らされていない事実を伝えなければとの思いで、玄海町などへの個別訪問・チラシポスティング活動に取り組んできました。

今、玄海原発再稼働が刻一刻と迫る中、市長が「再稼働反対」の意志を表明した伊万里市において、避難計画問題を中心に訴えるチラシのポスティング活動を始めました。

伊万里市は人口56000人、23000世帯、190地区。これまで週末に、農村部を中心に5回行なったところですが、配布できた軒数はまだまだ10分の1にも達していません。今後も継続していきます。

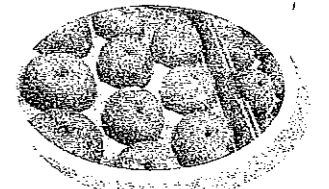
私たちがまず、現地の空気感を肌で感じたい。そして、一人ひとりに伝えていきたい。

百聞は一見に如かず。

千里の道も一歩から。

「この日なら私も行ってみたい」という方、連絡ください。道案内いたしますので、一緒にまわしましょう！

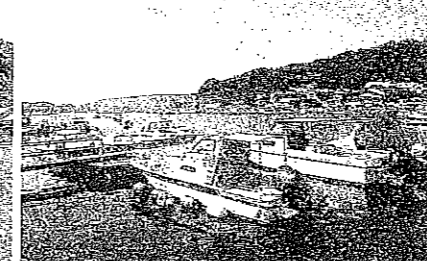
再稼働前の今だからこそ、できることを、ともに進めていきましょう！次ページは第一回の手記です。



今が旬の伊万里梨



伊万里の田園風景



波多津漁港 山の向こうが原発



ゲートボール休憩中の住民に話しかける